

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立舳松社会教育会館の使用の許可の取消	
根拠条例等・条項	堺市立舳松社会教育会館条例 堺市立舳松社会教育会館管理運営規則	
所 管 課	地域教育支援部 地域教育振興課	
<p>処 分 基 準</p> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p>	<p style="text-align: center;">・設 定</p> <p style="text-align: center;">・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>○堺市立舳松社会教育会館条例 (使用の許可の取消し等) 第6条 (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>○堺市立舳松社会教育会館管理運営規則 (使用の制限) 第4条 (1) 政治的活動又は宗教的活動のために使用するとき。 (2) 主たる事務所の所在地が本市の区域外に存する団体が使用するとき(教育長が特に必要であると認める場合を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があり、教育長が不適當であると認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p style="text-align: center;">・聴 聞</p> <p style="text-align: center;">・弁 明</p>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	